

各社会福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

感染警戒期への移行に伴う社会福祉施設等における
新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルスの感染防止対策に日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。
県内では、本日（4月1日）から警戒レベルを「感染警戒期」に移行することとしました。

各社会福祉施設・事業所においては、国や県の通知を参考に感染防止対策に万全を期すとともに、積極的に職員の検査を行うなど感染の早期探知に努め、必要なサービス提供を継続するため下記について特段の御留意をお願いします。

記

1 職員の出張・往来

- (1) 訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- (2) 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- (3) 感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意

2 感染予防

- (1) 「正しいマスクの着用」「こまめな手洗い・手指消毒」といった基本的な感染対策を徹底すること。
- (2) 職員がやむを得ず県外往来を行った場合等には、県の認定事業者が実施する無料検査や市町が実施する自主検査費用の補助制度の活用、出勤後に症状が現れた場合は抗原簡易キットの使用等により、感染の早期探知と拡大防止に努めること。

3 面会時の留意事項

- (1) 愛媛県高齢者施設面会モデルは、面会実施前の確認事項「面会者全員の陰性証明の確認」を「ワクチン接種証明（3回目）、陰性証明又はその両方の確認」に改める。
- (2) 対面での面会にリスクがある場合は、オンライン面会を積極的に活用し、利用者・家族のQOLの向上に努めること。

※下線部が警戒レベルの移行に伴う変更点

【担当課】

(救護施設関係) 保健福祉課生活保護係 Tel:089-912-2385
(保育所等関係) 子育て支援課保育・幼稚園係 Tel:089-912-2412
(放課後児童クラブ等関係) // 子育て支援企画係 Tel:089-912-2413
(児童養護施設等関係) // 児童・婦人施設係 Tel:089-912-2414
(障がい福祉施設関係) 障がい福祉課障がい支援係 Tel:089-912-2424
(高齢者福祉施設関係) 長寿介護課介護事業者係 Tel:089-912-2432

関連リンク

【厚生労働省関係】

- 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000860991.pdf>
- 医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000858255.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>
- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染者発生時の業務継続ガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749533.pdf>

【愛媛県関係】

- 介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ
<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/index.html>
- 自主検査補助関係
<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kennsahiyouhozyokinn.html>
- 新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業
<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html>
- 愛媛県高齢者施設面会モデル
<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/menkai.html>

【愛媛県看護協会関係】

- 相談窓口
<https://www.nursing-ehime.or.jp/news/2021/12/post-114.html>